

空き家の
適切な管理は
所有者や管理者の
責任です!

空き家を放置したまま
近隣住民に迷惑を
かけていませんか?

庭木が敷地から
はみ出して、
安全な通行を
妨げている!

ゴミが散乱して
悪臭や害虫が
発生している!

ドアが
壊れていて、
不審者が侵入
できそう...

老朽化が進んで
建物が倒壊したり、
瓦や外壁が
落ちてきそう...

こうなる前に適切な管理と活用を!

空き家の活用については、次のような制度があります。

① 空き家の活用を支援します！

PART 1 住宅団地における 住替え促進モデル事業

市内の169の住宅団地を対象に、一定期間空き家となっている住宅を活用し、リフォーム費や家賃の一部を補助することにより、子育て世帯（小学生以下の子（出産予定を含む）がいる世帯）の住替えを促進します。

※町内会等の自治組織が作成する「空き家活用計画書」に記載された空き家対象になります。
※住宅団地の場所は、下記問合せ先又は広島市ホームページ「住宅団地の活性化に向けて」でご確認ください。



リフォーム費補助額

最大 **50** 万円／戸

家賃補助額

最大 **2** 万円／月

※最長24ヶ月

申請・相談窓口

広島市 住宅政策課

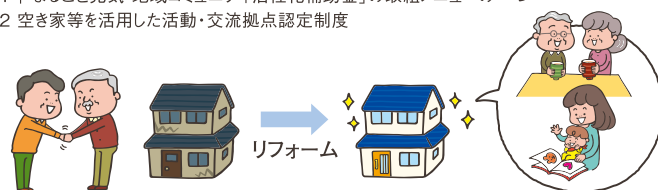
☎ 082-504-2292

PART 2 空き家を活用した 住民間の交流拠点づくり

空き家等を活用して、地域住民の交流の場となる拠点を作る場合に、リフォーム費用等を補助します※1。また、市が認定した交流拠点については固定資産税等を減免します※2。

※1 「“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金」の取組メニューの一つ

※2 空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度



リフォーム費補助額

最大 **50** 万円／戸

申請・
相談窓口

中区地域起こし推進課
☎ 082-504-2546

安佐南区地域起こし推進課
☎ 082-831-4926

東区地域起こし推進課
☎ 082-568-7705

安佐北区地域起こし推進課
☎ 082-819-3904

南区地域起こし推進課
☎ 082-250-8935

安芸区地域起こし推進課
☎ 082-821-4904

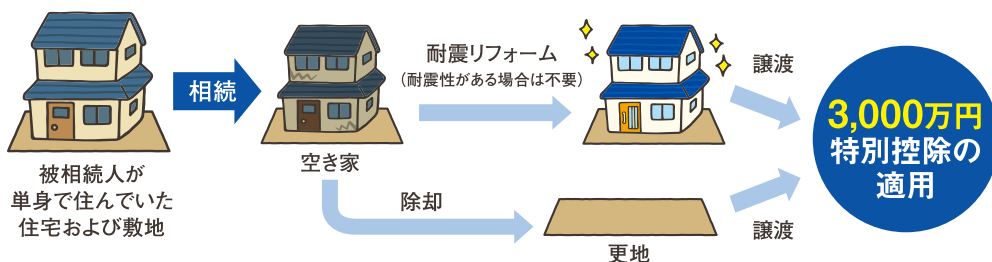
西区地域起こし推進課
☎ 082-532-0927

佐伯区地域起こし推進課
☎ 082-943-9705

② 相続した空き家を売却するとこのようなメリットがあります！

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、空き家所在地の区役所建築課にて「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。



申請・相談窓口

中区役所 建築課
☎ 082-504-2579

安佐南区役所 建築課
☎ 082-831-4952

東区役所 建築課
☎ 082-568-7745

安佐北区役所 建築課
☎ 082-819-3938

南区役所 建築課
☎ 082-250-8960

安芸区役所 建築課
☎ 082-821-4929

西区役所 建築課
☎ 082-532-0950

佐伯区役所 建築課
☎ 082-943-9745

③ 空き家の賃貸・売買に関するご相談はこちら！

不動産取引等に精通した専門のスタッフが無料相談を行っています。（予約制）

ひろしま空き家の窓口 [受付時間] 平日／午前10時～12時・午後1時～4時

(公社) 広島県宅地建物取引業協会

☎ 082-243-9530

(公社) 全日本不動産協会広島県本部

☎ 082-241-7696

近所の空き家でお困りの方は、各区建築課または建築指導課にご相談ください。



広島市 建築指導課 ☎ 082-504-2288